

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）6

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43782

4.10.19 渡辺事務官のラストロジック書留会誌

秘
無期限

北米局長

参事官

北米課長

総務課長 旅券課長
佐藤 中野

11/4 11/4
新山

P-6ストロク表記の会議
について

(41.10.29.)
半比渡辺

29日午前 P-6ストロク表記の渡辺を率
(1) 旅券発給に同様のわが国トキグ・パー。(2)

較佳国(事務費補助) (3) ミクロネシア請求権問
題 につき会議した。その内容のほかに

は同表記限りの非公式見解を思わぬが記
録に止める。

1. 沖縄における旅券発給について。
先ずはわが国トキグ・パーを検討し

た。協定案の合意に含まれていなかった
新しい案がいつか出さるに留意して。具

(4) 沖縄住民への日本国民に旅券を
発給すること。(2) 南支那の状況。(3) 公

用旅券の発給すること。(4) 南支那の市町村長に
申請者が本人であることを確認すること。(5) 学

生、高用者以外への数次出入域許可。(6) USCAR
の運送を許可表配布によること。等々あり。

これはワシントンで日本政府の浸透と問題
に変わることあり。特に(3) 公用旅券の発給に

ついで。GRE 取是か日本政府の取是か否かと
は明らかではないか等々述べた。

これに対し、当方はトキグ・パー中の諸氏は
わが国との協定案の合意と、現行旅券法との
現行身分証明書とを勘案し、~~現行旅券法~~

枠内での沖縄に旅券を発給することの場合の
とすべし。先づきを考慮し、半比の了解を促す

と考へられる事が出来たので、その了解を求めると可
なり有利。特に、沖の一ツツは、それだけ

取組に legalistic に拡大に考へる事は出来
なく、余り、住民等、日本国民の便宜のため

に配慮はあり、それ以外の意味は無い。と、一
ツツ具体的に説明した。先方は、実情を

ら聞いた事は suspicious に感じている事が多
く、大分理解した様子であった。

2. 特殊国債事務に
先方は、要するに、沖が日本政府

から ^{直接} GRI

に事務を援助する最初のケースであり、GRIで
も会計検査を受ける事に対する気が利き、

沖は正式の申請書は無いが、関係者と十分協
議し、~~要するに~~ この金は日本政府から南
と、

^{又は}
連 ~~連~~ 特殊公社に行き、GRIは、USCAR
予算の金で沖と協力を可能にするのが

やりやりの事は無いかと考へる。と述べた。

(この関連で先方は、先の41年度日政接

の提議

助に依り、日本政府 → GRI → USCAR → 大
使館 → 外務省 という形で、これが実行された

は hilarious 状態であったと度々述べ、
述べた)

3. ミグロネシア請求権に
先方は、ジャコームから引かれた

と、

と、当方の進捗状況を述べたので、当方より送
来資料のラインを説明の上、ジャコーム血債内

題を、容易な問題で、旨説明した
と。